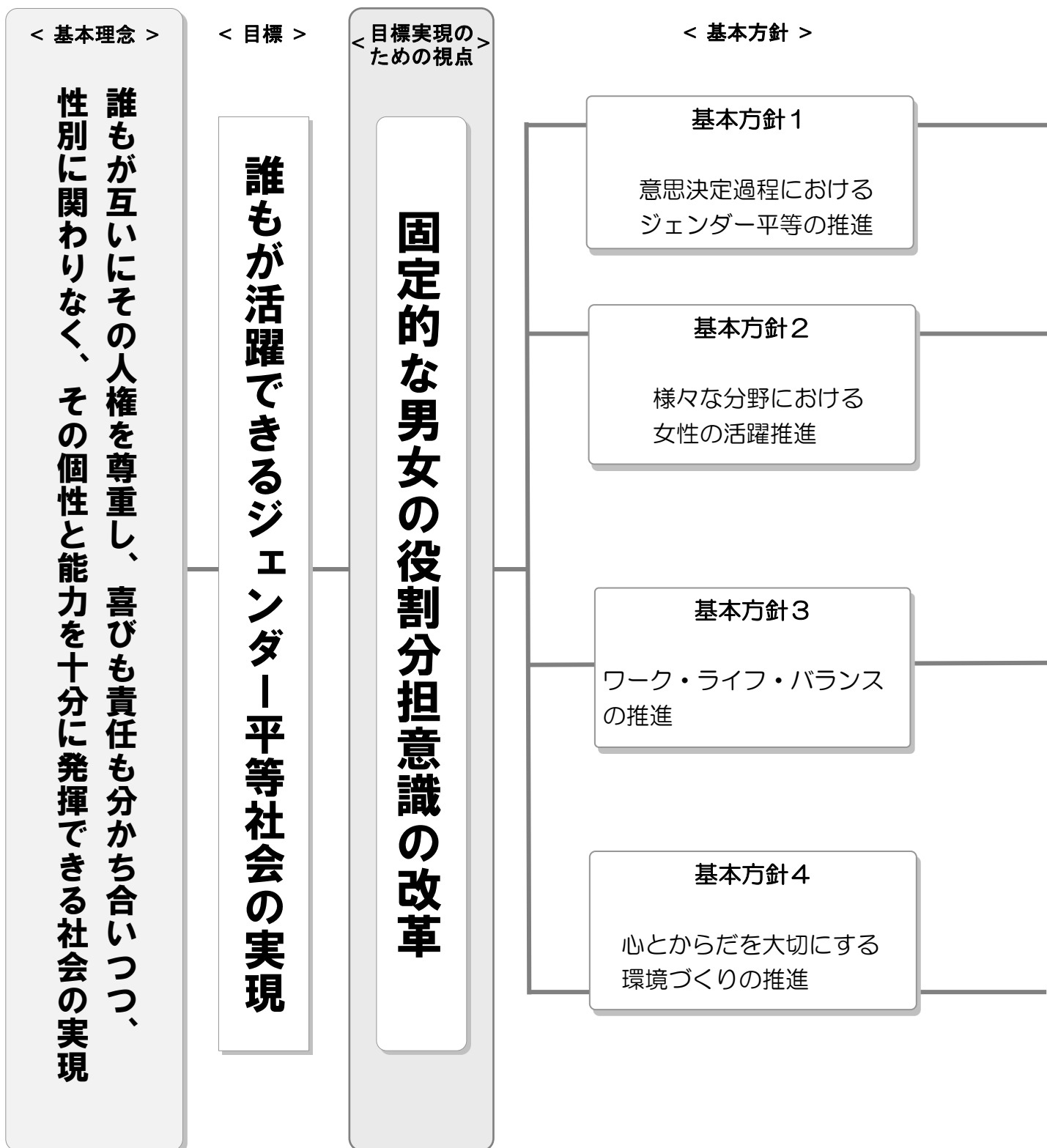


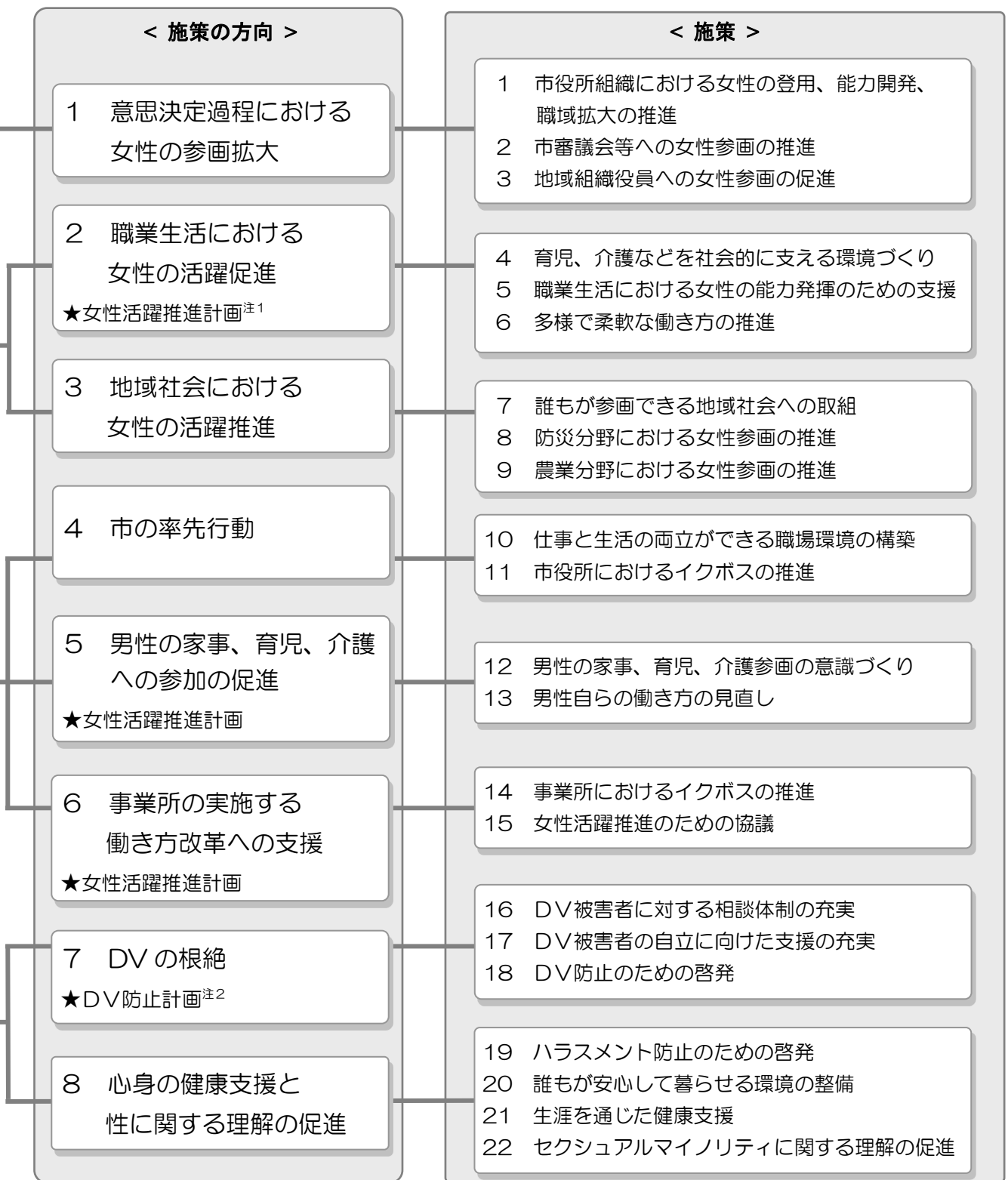
(仮称) ひらつか男女共同参画プラン2024

【骨子案】

平塚市

施策の体系





注1 女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画

注2 DV防止計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

本市では、平成4年（1992年）に女性の地位向上と自立を図り、豊かな男女共同参画社会の実現を目指し、21世紀の創造とうるおいのあるまちづくりに向けて「湘南ひらつか女性プラン」を策定しました。その後、国や県の男女共同参画基本計画、平塚市総合計画、社会情勢の変化、そしてプランの進捗状況や課題、市民意識調査の結果などを踏まえ、本市の男女共同参画施策が着実に推進されるようプランの改定を行ってきました。

平成29年2月、現行プランである第4次計画「ひらつか男女共同参画プラン2017」を令和5年度までの7年計画として策定し、令和3年には後期に向けた見直しを行うなど、市民、事業所、地域そして関係団体と市が力を合わせて様々な事業に取り組んできました。そして、この間、次のような社会情勢の変化が生じました。

(1) SDGs（Sustainable Development Goals）に関する気運の高まり

平成27年（2015年）9月、国連サミットにおいて国連加盟国の全会一致でSDGs（持続可能な開発目標）が可決され、近年、日本においてもその気運が高まってきました。17の目標のうち、5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」には、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントが掲げられ、「すべての女性に対する差別や暴力をなくすこと」や「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定における女性の参画とリーダーシップの機会を確保すること」など9個のターゲットで構成されています。



ジェンダー平等：性別には、生まれつき持った生物としての性別をさす「セックス」と、社会通念や慣習の中で作り上げられた男性像、女性像といった「ジェンダー」があります。「ジェンダー平等」とは、誰もが性別に関わりなく、人権が守られ、平等に機会が与えられること、また、多様な性を認め合うことも含まれています。



(2) オンラインを活用した「働き方改革」の推進

令和元年（2019年）、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするために、「働き方改革関連法」（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）が施行されました。その後、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」と呼ばれる行動指針が国から示され、オンラインを活用した会議やテレワークが推進されました。

(3) 人生100年時代の到来

日本における人口減少と高齢化の流れは止められず、2013年（平成25年）に平均寿命が男女ともに80歳を超え、『人生80年時代が到来した』と報道されました。100歳以上の人口についても急速に上昇しており、本市では1989年（平成元年）には6人でしたが、2023年（令和5年）には233人に達しており、約39倍に増加しました。急速な高齢化の流れの中では、人生80年時代はもはや一昔前のこととして、これからはまさに、『人生100年時代』が到来しようとしています。

(4) 育児休業取得の促進

令和4年（2022年）、育児休業をより取りやすくするために、「改正育児・介護休業法」（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律）が施行されました。同年10月には「産後パパ育休」（出生時育児休業制度）が創設され、育児休業を小分けに取得することが可能になるなど、仕事と育児が両立できるよう法律が整備されました。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援

令和4年(2022年)、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、性差に起因して起こる問題を抱える女性を支援するために、「困難女性支援法」(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)が成立しました。女性が抱える問題は、近年、複雑化、多様化、複合化し、支援の強化が喫緊の課題となっており、「民間団体との協働」といった新たな視点も取り入れた支援の枠組みを構築しています。

(6) セクシュアルマイノリティに関する理解の促進

令和5年(2023年)、セクシュアルマイノリティに関する理解を広めるために、「LGBT理解増進法」(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)が施行されました。セクシュアルマイノリティは、少数派であるがため、周囲の理解不足や偏見・差別から様々な困難に直面しており、正しい知識の普及啓発や情報発信を継続して取り組む必要があります。

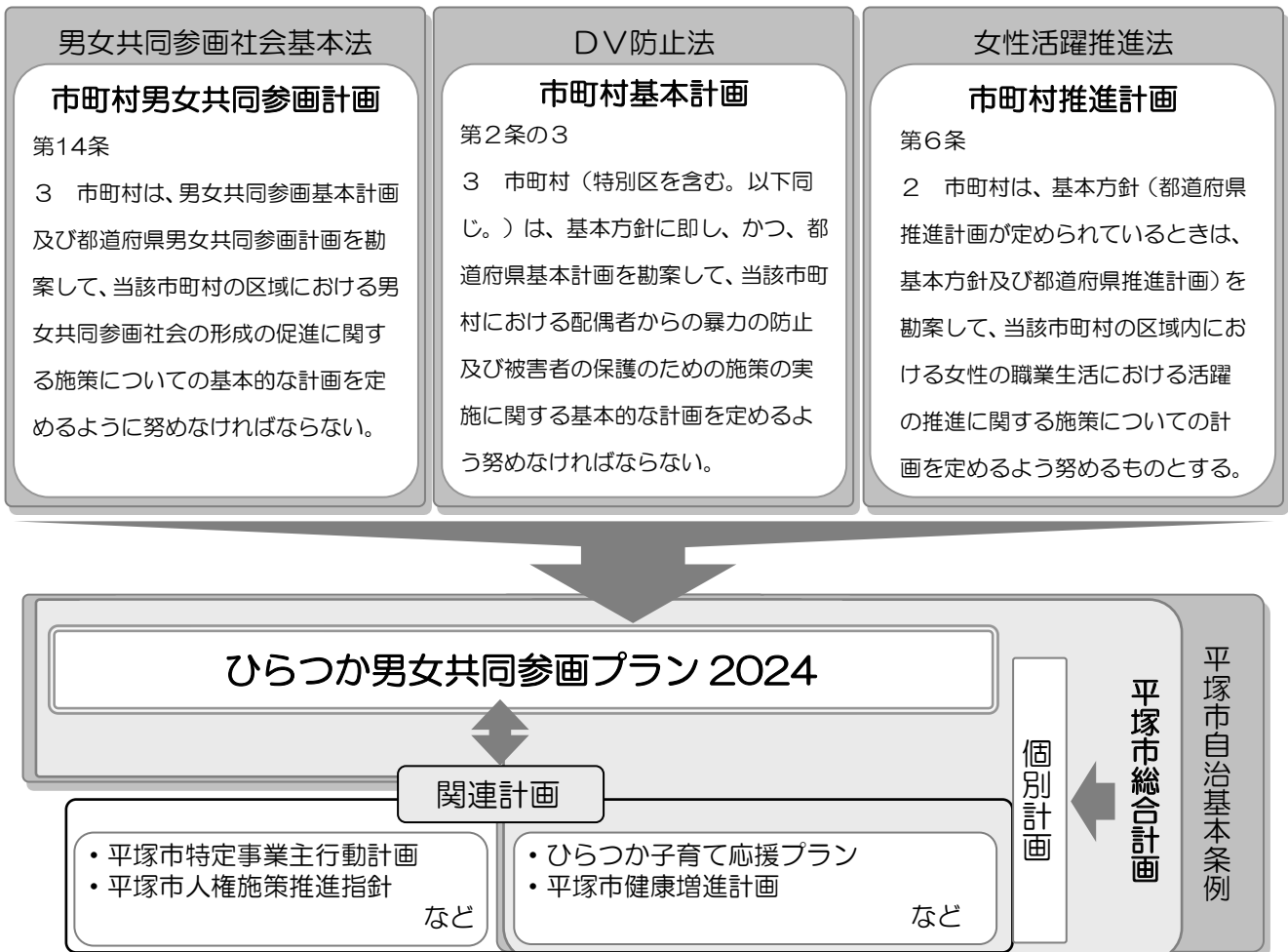
(7) DV(配偶者等からの暴力)対策の強化

令和5年(2023年)、DV(配偶者等からの暴力)対策を強化するために、「改正DV防止法」(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律)が成立しました。加害者のつきまといなどを禁止する「保護命令」の要件として、物理的な暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な危害が加えられました。

このような社会情勢の変化や現行プランの進捗状況、令和4年(2022年)9月に実施した「平塚市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、「ひらつか男女共同参画推進協議会」及び「平塚市男女共同参画管理会議」の意見を勘案し、これまでの取組をさらに推進していくため、令和6年度(2024年度)から令和13年度(2031年度)までの8年間を期間として、新たに「ひらつか男女共同参画プラン2024」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を兼ねるもので、次の箇所が該当します。
- 基本方針4 施策の方向7
- (3) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定された市町村推進計画を兼ねるもので、次の箇所が該当します。
- 基本方針2 施策の方向2
 - 基本方針3 施策の方向5、施策の方向6
- (4) この計画は、平塚市自治基本条例に基づく平塚市総合計画の個別計画です。



3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8年間とし、前期を令和9年度（2027年度）までの4年、後期を4年とします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
ひらつか男女共同参画プラン2024							
前期				後期			
			見直し				



第2章

施策の展開

1 計画の基本理念

(1) 基本理念

誰もが互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を基本理念とします。

(2) 目標

「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」

(3) 目標実現のための視点

「固定的な男女の役割分担意識の改革」

「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」のため、この計画では固定的な男女の役割分担意識を改革することを基本的な視点として位置付け、全ての施策に取り組みます。

(4) 4つの基本方針

基本方針1 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進

基本方針2 様々な分野における女性の活躍推進

基本方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針4 心とからだを大切にする環境づくりの推進

「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」のために、固定的な男女の役割分担意識の改革の視点を持ち、4つの基本方針で計画を推進します。

2 目標実現のための視点

固定的な男女の役割分担意識の改革

指 標

項目	現状値	前期目標値 (令和 10 年度)	後期目標値 (令和 14 年度)
1 「固定的な男女の役割分担意識」にとらわれていない市民の割合* 【男女共同参画に関する市民意識調査】 (人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 72.7%	76.0%	80.0%

※ 「固定的な男女の役割分担意識」にとらわれていない市民の割合

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」など、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方を「固定的な男女の役割分担意識」といい、この考え方に「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と回答した市民の割合

誰もが活躍できるジェンダー平等社会を実現するためには、性差に関する偏見や様々な社会通念、慣習など「固定的な男女の役割分担意識」を改革していく視点を持って、施策に取り組む必要があります。また、市民、事業所、地域、団体、市職員の根底にある意識を改革し、それを根付かせるためには、基本方針を包含する、意識啓発の取組が必要です。

児童期から、誰に対しても人権を尊重する意識が持てるよう、教育を行うとともに、男女共同参画週間の機会やホームページなどを活用し、広く市民へ意識啓発を行います。

事業	事業概要	担当課
1 男女共同参画週間における意識啓発	男女共同参画週間に男女共同参画推進登録団体と協力して、ジェンダー平等意識を啓発します。	人権・男女共同参画課
2 20歳となる青年への啓発	20歳となる青年へ、ジェンダー平等意識を啓発します。	人権・男女共同参画課
3 誰もが活躍できるための情報発信	ホームページなどを活用し、広く情報を発信します。	人権・男女共同参画課
4 学習指導要領に基づくジェンダー平等教育の実施	学校教育全体を通して、一人一人の個性や能力を尊重した教育活動を行うことで、ジェンダー平等、人権の尊重、相互理解と協力の重要性などについて、児童生徒の理解を深めます。	教育指導課
5 男女共同参画関係図書等の収集、情報提供	関係図書等を収集します。また、関係図書の特集展示の実施や、ホームページに関係資料リストを掲載し、情報提供を行います。	中央図書館

3 施策の内容

基本方針 1 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進

指 標

	項目	現状値	前期目標値 (令和 10 年度)	後期目標値 (令和 14 年度)
1	市役所の女性管理職（一般行政職）の割合 ^{注1} (職員課)	(令和5年4月) 14.4%	18.0%	20.0%
2	市審議会等の女性割合 (行政総務課)	(令和5年3月) 27.2%	30.0%	40.0%

注1 特定事業主行動計画（女性活躍推進法で地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、本市では、「平塚市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」という。）で定める目標値を勘案する。

誰もが活躍できるジェンダー平等社会を実現するためには、一人一人が互いに対等な立場で、社会の様々な分野における意思決定や政策・方針決定過程に参画することが重要です。しかし、政策・方針決定過程において男性主導で進められている場合が多く見られるなど社会通念や慣行が根強く残っています。こうした社会通念や慣行を是正するために、女性の参画を拡大していくことが必要となります。

国では 2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指しており、そのための通過点として、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度になるよう取組を進めています。本市においても、意思決定過程におけるジェンダー平等を推進するため、市役所組織をはじめ、市審議会等や地域組織役員への女性の参画に向けた、様々な取組を行います。



施 策

施策の方向1 意思決定過程における女性の参画拡大

市民の生活に直結した市政には、男女双方の視点が活かされることが重要になりますが、現状では、市役所の女性管理職（一般行政職）の割合は14.4%と2割にも達しておらず、また、市審議会等の女性割合においても27.2%と3割にも達していない状況です。

本市の政策・方針決定過程への女性参画を進めるために、女性職員の管理職登用、能力開発、職域拡大に取り組み、また女性消防職員を対象に、積極的に消防学校に派遣するなど女性隊長候補者の育成を図ります。

政策・方針決定過程への女性の参画の必要性や効果について周知を図るとともに、様々な意見を十分反映できるよう審議会等の委員等への積極的な女性の登用に取り組みます。

特に、女性委員がいない審議会等に関しては、所管課に働きかけ、積極的な女性の登用を推進します。また、自治会、PTA等の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行い、一人一人が対等な立場で共に参画し、地域活動の方針を決定することができるよう取り組みます。

施策1 「市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進」

事業		事業概要	担当課
1	女性職員の採用推進	女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報し、女性受験者数の増加を図ります。	職員課
2	女性管理職の登用推進	昇格試験受験者の男女比を、受験対象職員の男女比と同比率に上げます。	職員課
3	女性職員の育成	女性職員を人事、財政、企画、議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。また、女性職員を対象とする研修を実施するとともに外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）に積極的に派遣します。	職員課
4	女性教職員の登用促進	多様な経験を積めるよう県や国の研修へ積極的に派遣するなどし、市立小中学校における女性教職員の管理職等への登用を促進します。	教職員課

事業		事業概要	担当課
5	女性消防職員の採用推進	女性消防職員の働きぶりや、やりがいなどを広報等で周知することで、女性消防職員の魅力を伝え、受験者及び採用者の増加を図ります。	消防総務課
6	女性隊長候補者の育成	女性隊長候補者として育成するため、消防大学校及び消防学校の各種消防職員教育等に積極的に派遣します。	消防総務課
7	女性消防職員のための職場環境整備	女性消防職員の職場環境が最適となるよう、仮眠室の個室化、洗面所、トイレ等の整備を図ります。	消防総務課

施策2 「市審議会等への女性参画の推進」

事業		事業概要	担当課
8	市審議会等への女性委員の登用推進	「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵守します。	各課
		審議会等の所管課に、「附属機関及び懇話会等に関する指針」を徹底させます。	行政総務課
		女性委員の割合が40%に満たない審議会等及び女性委員のいない審議会等について、解消に向けた取組を継続します。	行政総務課 人権・男女共同参画課

施策3 「地域組織役員への女性参画の促進」

事業		事業概要	担当課
9	地域づくりにおける女性の視点の活用促進	平塚市自治会連絡協議会の定例役員会等において、地域づくりにおける女性視点の重要性を周知します。	協働推進課
10	平塚市PTA連絡協議会の女性役員登用の促進	平塚市PTA連絡協議会の役員選出について、女性登用促進を働きかけます。	社会教育課
11	公民館運営委員の女性委員の登用促進	公民館運営委員の女性登用促進について、公民館運営委員推薦会に働きかけます。	中央公民館

基本方針 2 様々な分野における女性の活躍推進

指 標

項目		現状値	前期目標値 (令和 10 年度)	後期目標値 (令和 14 年度)
1	子どもが出来てからも、女性が仕事を続けることについて、肯定的な考えを持っている市民の割合【男女共同参画に関する市民意識調査】 (人権・男女共同参画課)	—	65.0%	70.0%
2	保育所等における待機児童数 (保育課)	(令和5年4月) 6人	0人	0人

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（固定的な男女の役割分担意識）に同感しない市民の割合は、平成 17 年度市民意識調査では 44.3%と半数に満たなかったものの、令和4年度調査では、72.7%と7割を上回りました。市民の意識は着実に変わってきているものの、現状では、育児や介護などは女性が中心に行い、それが理由で働きたくても働けない女性や、キャリアを中断し離職せざるを得ない女性が多くいます。このような現状を踏まえ、育児や介護などは社会全体で支える環境づくりを推進し、女性の再就職を支援するとともに、子どもを産み育てながら働きやすいまちを目指します。

地域活動や社会活動においては、性別に関わりなく誰もが参画できる様々な機会や情報提供の場をつくります。また、地域防災体制においては、女性の防災活動者の育成と支援を積極的に行います。

国ではスマート農林水産業の推進や、女性が扱いやすい農業機械等の開発、育児との両立などに関するサポート活動など、女性が活躍しやすい環境を整備し、地域における女性活躍の推進を目指しています。本市においても、デジタル技術を活用するなど女性活躍の機会を拡充します。

施 策

施策の方向2 職業生活における女性の活躍促進（女性活躍推進計画を兼ねる）

子育てや介護が理由で、働きたくても働くことができない人やキャリアを中断し離職せざるを得ない人への支援として、子育てや介護などを社会的に支える取組を充実させます。また、就職希望者に対する面接会や就労相談、講座を実施します。起業家支援事業では、女性コース等を設けた各種セミナーを開催するなど、情報提供やスキルアップ等を促進するための支援を行います。

施策4 「育児、介護などを社会的に支える環境づくり」

事業		事業概要	担当課
12	子育て支援サービスの充実	全ての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービス、ファミリー・サポート事業、病児・病後児保育の充実を図ります。	保育課
13	放課後等デイサービスの実施	就学期の障がいのある子どもを対象に放課後等の支援をするとともに、保護者支援の充実を図ります。	こども家庭課
14	放課後児童クラブの充実・推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブの充実・推進を図ります。	青少年課
15	認知症理解のための普及啓発	認知症になっても安心して暮らせるよう、正しい知識を普及させるとともに、認知症の方や家族を支援するサービスを提供します。	高齢福祉課
16	家族介護教室の開催	介護負担が軽減できるよう、介護に関する適切な知識及び技術が取得できる家族介護教室を開催します。	高齢福祉課
17	介護サービスの充実	高齢の家族が介護を要する状態になっても、介護離職等をせず活躍し続けるために、高齢者も介護者も安心して暮らし続けられるよう、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）に基づき、在宅医療や介護サービスの充実を図ります。	高齢福祉課 介護保険課

施策5 「職業生活における女性の能力発揮のための支援」

事業		事業概要	担当課
18	市内事業所における啓発等	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性の能力発揮のための取組の促進を図ります。また、市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」等を通じて、女性活躍推進に関する情報を随時周知し、啓発します。	産業振興課
19	起業家支援事業の実施	女性コース等を設けた各種セミナーを開催し、起業に関する情報の提供や事業計画の評価をするとともに、融資制度における「新創業支援資金」及び付随する補助金制度、その他経営相談について実施します。また、創業前後の様々な課題解決を支援するため、専門家を派遣します。	産業振興課
新規 20	女性のための就労支援事業の実施	就職希望者に対する企業合同就職面接会の開催等により、市民の就職へ向けた活動を支援します。また、国・県と連携を図り、就職希望者に対する就労相談や講座を実施します。	産業振興課
21	商業経営セミナーの開催	店主等を対象に能力の発揮や女性目線によるイベント提案、商品 PR 方法等をテーマとしたセミナーを開催します。	商業観光課

施策6 「多様で柔軟な働き方の推進」

持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐためには、男女共同参画・女性活躍が不可欠です。子育てサポートや女性の活躍を推進するための環境づくりを促進する企業を支援します。

事業		事業概要	担当課
22	誰もが仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	誰もが仕事と子育てを両立できる働きやすい環境づくりを進める企業を支援します。	産業振興課

施策の方向3 地域社会における女性の活躍推進

地域社会は、性別に関わりなく誰もが参画し、役割を担う必要があります。そのため、固定的な男女の役割分担意識をなくし、一人一人が対等に地域活動や社会活動に参画することができるよう、地域の現状を振り返る機会やジェンダー平等の視点に立った学習の機会を作ります。

防災においては、方針決定過程や現場へは多様な視点を取り入れた体制整備が不可欠で、平時からの取組が重要となります。国では消防吏員や消防団員、地方警察官など防災の現場等における女性割合の目標達成に向けて、女性の参画拡大の環境整備を進めています。本市においても、平時からジェンダー平等の視点を持った地域防災体制が整備できるよう、意識を醸成するとともに、女性の防災活動者の育成と支援を積極的に行い、避難所運営に当たる女性や要配慮者の参画、意見反映、プライバシー対策などに努めます。

また、農業においては、家族経営が多く女性の役割が大きいため、研修会や相談窓口等を通じて意識啓発を図り、女性活躍の機会を拡充します。

施策7 「誰もが参画できる地域社会への取組」

事業		事業概要	担当課
23	地域への意識啓発	「みんなのまち情報宅配便」等で各課職員が地域で説明する際、本市の男女共同参画の状況の資料を配布する等して、意識啓発をします。	各課
24	男女共同参画推進登録団体と協働で行う意識啓発	男女共同参画推進登録団体と共催で市民向けの啓発事業を実施します。	人権・男女共同参画課
25	人権及びジェンダー平等に関する講座の開催	ジェンダー平等や人権尊重について学習できる講座等を公民館事業として地区公民館で開催します。	中央公民館



施策8 「防災分野における女性参画の推進」

事業		事業概要	担当課
26	女性防災リーダーの育成	災害に備える知識や技術を学ぶ女性コミュニティ講座を開催し、女性防災リーダーを育成します。また、その女性防災リーダーが防災知識の普及啓発を推進する講師となることで、地域防災における女性参画の促進を図ります。	災害対策課
27	防災に関するジェンダー平等意識の醸成	被災時において、一人一人のニーズの違いを踏まえた視点や、性別に関わらず誰もがリーダーとしての参画に十分配慮できるよう、防災訓練や様々な機会を捉え、啓発を通じてより一層推進します。	災害対策課

施策9 「農業分野における女性参画の推進」

事業		事業概要	担当課
新規 28	農業分野における女性活躍の支援	6次産業化や事業者間のネットワークの取組を促進するとともに、女性の活躍を活かすなど、新商品の開発、品質向上やブランド化等を支援します。	産業振興課 農水産課
新規 29	農業分野における女性活躍の拡充	研修会や相談窓口等を通じて、意識啓発を図り、女性の活躍の機会を拡充します。	農水産課



基本方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

指標

項目		現状値	前期目標値 (令和10年度)	後期目標値 (令和14年度)
1	市役所における男性職員の育児休業取得率 (職員課)	(令和4年度) 【9月公表】	30.0%	30.0%
2	「ワーク・ライフ・バランスが実現できている」と思う市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】 (人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 48.5%	55.0%	60.0%
3	未就学児を育てている夫婦世帯において、「育児・子育て」は「夫婦同じくらい分担している」と回答した市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】 (人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 17.9%	20.0%	25.0%
4	イクボス認定事業所数 (人権・男女共同参画課)	(令和5年4月) 48社	60社	70社

誰もが活躍できるジェンダー平等社会を実現するためには、男性が家事、育児、介護等へ自主的かつ積極的に参画するなど、働き方・暮らし方・意識を変革し、ワーク・ライフ・バランスを図ることが必要です。そのような社会を実現していくためには、行政は市民、事業所、地域、団体と広く連携し、共に問題に取り組まなくてはなりません。

国では、育児期における休暇取得や柔軟な働き方を推進し、「男性育休は当たり前」になる社会の実現を目指しています。本市においても、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の拡大を強く働きかけ、もう1人子どもが欲しい家族を積極的に応援していくため、助成制度の活用を事業者へ周知していくとともに、本市独自の取組についても検討します。

施 策

施策の方向4 市の率先行動

本市が率先してジェンダー平等を推進することにより、モデル事業所としての役割を果たしていきます。また、男女共同参画に対する職員の意識向上や、誰もが働きやすい職場づくりに取り組みます。

施策10 「仕事と生活の両立ができる職場環境の構築」

事業		事業概要	担当課
30	職場環境の整備	在宅型テレワークやオンライン会議を実施するなど、ICTを活用してワーク・ライフ・バランスの推進や業務効率の向上を図ります。	デジタル推進課 職員課
31	仕事と家庭の両立支援の取組	「産後パパ育休（出生時育児休業）」をはじめ、各種両立支援制度に関する情報をハンドブック等にまとめ周知をするなど、休暇等の取得を促進します。また、研修等を通じ育児・介護休業等の制度理解を深めることにより、育児・介護休業等の取得者が円滑に職場復帰できるよう、休業中の連絡体制の確保等の必要な支援をします。	職員課
32	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス及びポジティブ・オフ*を研修等で啓発し、推進します。また、休暇取得予定の早期周知による、年次有給休暇、夏季休暇の取得を促進します。	職員課
33	長時間勤務の改善	時間外勤務の縮減に向けた新たな制度を導入し、職員への周知を図ります。	職員課

※ ポジティブ・オフ

休暇を取得して外出や旅行などを楽しむことを積極的に促進し、休暇（オフ）を前向き（ポジティブ）に捉えて楽しもう、という運動

施策11 「市役所におけるイクボスの推進」

事業		事業概要	担当課
34	イクボス養成と拡大	部下のマネジメントを担う担当長以上の職員にイクボス宣言の働きかけをするとともに、職員に向けた研修の開催と、イクボスのための情報提供をします。また、その取組を市内の事業所に向けて発信してイクボスの拡大を図ります。	人権・男女共同参画課

施策の方向5 男性の家事、育児、介護への参加の促進（女性活躍推進計画を兼ねる）

家庭において固定的な男女の役割分担意識を変えて、男性が従来からの仕事中心の生き方を振り返り、育児や介護など家庭内の仕事について責任を分かち合うことができるよう、男性の育児、介護への参加を働きかけ、知識や技術の習得を支援し、男性自身の理解の促進や意識改革を図ります。また、もう1人子どもが欲しい家族を積極的に応援していくため、「産後パパ育休（出生時育児休業）」に関する助成制度の活用を事業者へ広く周知します。

施策12 「男性の家事、育児、介護参画の意識づくり」

事業		事業概要	担当課
新規 35	産後パパ育休（出生時育児休業）の拡大	もう1人子どもが欲しい家族を積極的に応援していくため、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の拡大を強く働きかけ、助成制度の活用を事業者へ周知していくとともに、本市独自の取組についても、検討します。	産業振興課 人権・男女共同参画課 保育課
【再】 16	家族介護教室の開催	介護負担が軽減できるよう、介護に関する適切な知識及び技術が取得できる家族介護教室を開催します。	地域包括ケア推進課
36	父親のための育児支援事業の実施	母親父親教室の開催や父子手帳等のリーフレットを配布して、父親の子育てへの参画を促進します。	健康課
37	子育て力推進講座の開催	男性の育児参加促進のため、親子を対象とした講座を地区公民館で開催します。	中央公民館
38	男性の生活自立促進講座の開催	男性の生活自立を促進するため、料理教室などの講座を地区公民館で開催します。	中央公民館



施策13 「男性自らの働き方の見直し」

事業		事業概要	担当課
39	各課事業における男性に対する働き方見直しの視点の促進	市役所職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方の見直しの重要性を理解し、各課事業の中で、男性や働く世代を対象とした事業が、ジェンダー平等や働き方の見直し意識を啓発する機会も担えるよう、意識と視点について啓発します。	各課
40	誰もが働きやすい環境づくり	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」にて発信するとともに、関係機関と連携し、労働相談やセミナー開催等、様々な機会を捉え、誰もが働きやすい環境づくりを促進します。	産業振興課
41	男性が参加するイベントでの啓発	男性自らが意識改革できるよう、市のイベントやスポーツ観戦などの場で、リーフレットを配布するなどし、意識啓発をします。	人権・男女共同参画課

施策の方向6 事業所の実施する働き方改革への支援（女性活躍推進計画を兼ねる）

事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進することが、従業員の心身の健康や生産性の向上などにメリットがあることを周知し、先進的な取組事例などの情報を提供するとともに、事業所向けイクボス認定制度の拡充を図ります。また、それらの支援策を事業所と行政が一緒に考えていく場として、女性活躍推進協議会を設置します。

施策14 「事業所におけるイクボスの推進」

事業		事業概要	担当課
42	総合評価入札制度の継続	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する事業所を、入札制度において優遇する取組について継続します。	契約検査課
43	市内事業所への啓発等	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、働き方改革に向けた取組の促進を図ります。また、市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」等を通じて、イクボスに関する情報を随時周知し、啓発します。	産業振興課

事業		事業概要	担当課
44	事業所向けイクボス認定制度の普及	事業所がワーク・ライフ・バランスを推進し、経営者も労働者も満足する新しい働き方へ改革するためのきっかけとなるようイクボス宣言をし、新しい働き方を推進していく事業所を認定する制度の更なる普及を図ります。	人権・男女共同参画課

施策15 「女性活躍推進のための協議」

事業		事業概要	担当課
45	情報共有・提供の場づくりの促進	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性活躍推進のための情報共有・提供の場づくりを進めます。	産業振興課 人権・男女共同参画課
46	女性活躍推進協議会による事業所の取組促進のありかた協議	事業所と行政、市民が当事者として一体となり、どのようにしたら働き方改革が進み、ワーク・ライフ・バランスが推進されるか、取組を協議します。	人権・男女共同参画課



基本方針4 心とからだを大切にできる環境づくりの推進

指標

項目		現状値	前期目標値 (令和10年度)	後期目標値 (令和14年度)
1	DVの相談ができる窓口を一つでも知っている市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】(人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 56.4%	60.0%	65.0%
2	DV(身体的、精神的、社会的、経済的、性的)の行為を全て暴力だと思ふ市民の割合* 【男女共同参画に関する市民意識調査】(人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 86.9%	88.0%	90.0%
3	妊婦健診の受診率(健康課)	(令和4年度) 97.5%	98.0%	98.0%
4	平塚市パートナーシップ宣誓制度を知っている市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】(人権・男女共同参画課)	(令和4年9月) 9.8%	15.0%	20.0%

※ DV(身体的、精神的、社会的、経済的、性的)の行為を全て暴力だと思ふ市民の割合

DVは、5種類の暴力に分けることができるといわれており、それぞれの代表的な行為「平手で打つ(身体的)」、「大声でどなる(精神的)」、「相手の交友関係や電話を必要以上に監視する(社会的)」、「家に生活費を入れない(経済的)」、「相手が嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる(性的)」を全て「暴力だと思ふ」と回答した市民の割合

私たちが目指すジェンダー平等社会は、一人一人が尊重される社会であり、その基礎にある理念は人権の確立です。しかし、配偶者等からの暴力は、人権尊重の基本理念を踏みにじるものであり、決して許されるべきものではありません。

国では、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力に対する対策を強化するとともに、困難な問題を抱える女性への支援にも力を入れています。本市においても、あらゆる暴力の根絶に向け、様々な取組を行います。また、セクシュアルマイノリティについて理解を深めるとともに、「平塚市パートナーシップ宣誓制度*」を拡充します。

※ 平塚市パートナーシップ宣誓制度

セクシュアルマイノリティや事実婚のカップルなど同性・異性を問わずパートナーシップのある2人が、互いに人生のパートナーであることを宣誓し、市長がその事実を公的に証するもの

施 策

施策の方向7 DVの根絶（DV防止計画を兼ねる）

DV（配偶者等からの暴力）を防止し、暴力を許さない社会風土を形成するために、DVを理解するための情報を提供するとともに、交際相手からの暴力（デートDV）の問題も深刻になってきていることから、若い世代への教育にも取り組んでいきます。

相談から自立まで切れ目のない支援を行っていくため、関係機関と連携し、DV被害者やその子どもが問題を抱え込まないよう相談に対応するとともに、被害者が安心して訪れることのできる相談窓口として周知します。

施策16 「DV被害者に対する相談体制の充実」

事業		事業概要	担当課
47	女性のための相談窓口でのDV被害者からの相談対応	市役所内外の関係機関と連携を取り、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応します。	人権・男女共同参画課
48	女性のための無料法律相談会の開催	DV被害者が無料で法律相談を受けられるよう、女性弁護士による相談会を開催します。	人権・男女共同参画課
49	女性のための相談窓口の周知	DV相談が受けられる窓口として、平塚市女性のための相談窓口や国及び県などの窓口について周知します。	人権・男女共同参画課

施策17 「DV被害者の自立に向けた支援の充実」

事業		事業概要	担当課
50	各種税証明の発行制限	DV被害者の各種税証明の発行を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。	固定資産税課
51	住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者の住民票や戸籍の附票の交付を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。	市民課
52	DV被害者の一時保護やその後の自立に向けた支援	県や警察などの関係機関との連携により、適切にDV被害者を保護し、自立に向けて生活安定のために支援します。	人権・男女共同参画課

事業		事業概要	担当課
53	「平塚市DV防止等ネットワーク会議」の開催	DVの防止及びDV被害者への円滑な対応と支援のため、市役所内外の関係機関で構成するネットワーク会議を開催します。	人権・男女共同参画課
54	生活に困窮する人に対する経済的支援	生活困窮にあるDV被害者に対し、生活の立て直し、自立に向けて、生活保護制度による経済的支援をします。	生活福祉課
55	生活保護受給者の自立に向けた支援	就労支援のため就労支援員を配置し、自立支援の組織的対応を図ります。また、ハローワークと連携して「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施し、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労を支援します。	生活福祉課
56	DV被害者の各種手続等への配慮	次の事項について、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるよう配慮することにより、DV被害者の保護を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等への入所調整 ・ 児童手当の受給、小児医療証の交付等 ・ 国民健康保険への加入等 ・ 検診（健診）及び予防接種等の実施 ・ 市立小中学校への入学及び転校等 	保育課 こども家庭課 健康課 保険年金課 学務課
57	DV被害者の市営住宅申込資格の緩和	DV被害者のため市営住宅の入居に配慮し、申込資格の緩和を実施します。	建築住宅課
58	選挙人名簿抄本閲覧等制限の適切な運用	関係課と連携し、選挙人名簿抄本閲覧制限の制度の適切な運用を行うことで、DV被害者の保護を図ります。	選挙管理委員会

施策18 「DV防止のための啓発」

事業		事業概要	担当課
59	外国につながるのある市民への啓発	外国につながるのある市民を対象とした相談窓口や、様々な場において、幅広い世代の方へDV防止等のちらしを配架・配布することにより情報提供し、DVの防止につなげます。	文化・交流課
60	学校でのデートDV防止講座の開催	市内の中学校で、生徒や教員に対しデートDV防止講座を開催します。	人権・男女共同参画課

事業		事業概要	担当課
61	20歳となる青年へのデートDV防止の啓発	20歳となる青年へ、デートDV防止を啓発します。	人権・男女共同参画課
62	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から25日までの2週間）に、DVや犯罪被害等の防止を周知し、啓発します。	人権・男女共同参画課

施策の方向8 心身の健康支援と性に関する理解の促進

一人一人の身体の違いを十分に理解し、互いに思いやりを持って生きていくことは、ジェンダー平等社会の実現の前提になります。女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて様々な健康上の問題に直面します。性に関する正しい理解と知識を持つために、学齢期からの健康教育を行います。また、誰もが自らの体力や身体状況に応じて、気軽にスポーツに親しむことができるニュースポーツ・レクリエーションを普及します。

令和4年4月に導入した「平塚市パートナーシップ宣誓制度」においては、他自治体との連携を進めるとともに、性の多様性について理解を深めるため、セクシュアルマイノリティに関する職員研修やパネル展を実施します。セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントは、互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりにより進めていくジェンダー平等社会の形成を阻害する大きな要因となるため、ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。

施策19 「ハラスメント防止のための啓発」

事業		事業概要	担当課
63	市役所でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて職員へ啓発します。	職員課
64	事業所でのハラスメント防止の啓発	市ウェブ上の定期更新ページ「ひらつか労働ニュース」を活用して事業所に対して啓発するとともに、かながわ労働センター湘南支所と連携し、労働相談を実施します。	産業振興課
65	学校でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて教職員へ啓発します。	教職員課
66	市民病院でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて市民病院職員へ啓発します。	病院総務課

施策20 「誰もが安心して暮らせる環境の整備」

事業		事業概要	担当課
67	外国籍市民相談窓口（一元的相談窓口）の運営	言葉や文化が異なる外国籍市民が安心して暮らせるよう、多言語で外国籍市民相談窓口（一元的相談窓口）を運営します。	文化・交流課
新規 68	日本語教室の開催	市内の公共施設などで日本語教室を開催します。	文化・交流課
【再】 62	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から25日までの2週間）に、DVや犯罪被害等の防止を周知し、啓発します。	人権・男女共同参画課
新規 69	ホームレス※への支援	生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、一時生活支援事業の活用、また、女性の場合は、必要に応じて庁内で女性保護事業を実施する部署と連携した支援を行います。	福祉総務課
70	高齢者の権利擁護推進	判断力の低下により権利侵害を受けている又はその可能性のある高齢者の権利擁護の視点に立った相談支援、日常生活自立支援事業の利用促進、成年後見制度の情報提供及び利用相談、エンディングノートの活用等により、自己決定に基づいた本人らしい生活を支援し、安心して暮らし続けられるよう支援します。	高齢福祉課
71	高齢者虐待防止のための取組	高齢者虐待防止体制の整備を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見をするため市民への普及活動を行うとともに、虐待発生時の早期対応・解決ができる体制づくりを行います。	高齢福祉課
72	シニア向け就労支援セミナーの開催	シニア向け就労支援セミナー・個別相談会を開催するなどして、就労を支援します。	高齢福祉課
73	障がい者の権利擁護推進	障がい者が地域の中で主体的に生活し、自己実現を図ることができるよう、虐待防止をはじめとした権利擁護を推進します。	障がい福祉課
74	子ども学習支援委託事業の実施	将来の自立に向けた高等学校・専門学校・大学等進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生に学習の支援をします。	生活福祉課

※ ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者及びそのおそれのある方

事業		事業概要	担当課
75	家庭児童相談等の実施	児童虐待等について、関係機関と連携して相談業務や防止対策を行います。 また、ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員が相談に応じます。	こども家庭課
76	青色防犯パトロールの実施と「ながら見守り」の推進	青色回転灯パトロール車によるパトロール、各自治会、公民館及び学校に「ながら見守り」のチラシ配布を実施します。	教育指導課
新規 77	ニュースポーツ・レクリエーションの普及	誰もが自らの体力や身体状況に応じて、気軽にスポーツに親しむことができ、いきいきとした生活を送れるような環境づくりを推進します。	スポーツ課
新規 78	図書館サービスの充実	障がいのある方や外国語を母語とする方への適切な資料提供や、来館が難しい高齢者や幼児が自分で本を選べるサービスとして、出前図書館や団体貸出の運用方法、有料の郵送サービス等を検討します。また、生活導線上に貸出・返却ポイントを拡充させるなど、利便性を向上させます。	中央図書館

施策21 「生涯を通じた健康支援」

事業		事業概要	担当課
79	自殺対策事業の実施	誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、市民への啓発、悩みや困りごとを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞き、適切な支援へつなぐ「ゲートキーパー」の養成など、総合的な自殺対策を推進します。	福祉総務課
80	保健福祉総合相談・くらしサポート相談での相談対応	生活・仕事・病気のことなど、様々な悩みや困りごとの相談に寄り添い、一緒に考え支援します。	福祉総務課
81	妊産婦への支援	妊婦健診、妊婦歯科検診、妊産婦訪問、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、特定不妊治療費の助成、などを通して、健やかな妊娠・出産・産後を支援します。	健康課
82	健康増進事業の実施	喫煙予防、がん検診の受診勧奨、ライフステージに応じた健康情報の提供、若年女性の栄養不足の解消等の健康増進事業を、協定締結企業等と相互に連携しながら協働で実施します。	健康課

事業		事業概要	担当課
83	学校教育における性教育、健康教育の実施	学校からの依頼に応じ、思春期教室を開催します。	健康課
		小中学生の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるために、体育・保健体育の授業や学級活動において健康教育を計画的に実施します。	教育指導課
84	介護予防のための取組へのきっかけづくり	高齢者の心身の状態を把握し、介護予防のための取組へのきっかけとなる「フレイルチェック」等を実施します。	保険年金課
85	特定健康診査・特定保健指導の受診率向上	特定健康診査・特定保健指導の受診率を向上させ、生活習慣病を予防します。	保険年金課
新規 【再】 77	ニュースポーツ・レクリエーションの普及	誰もが自らの体力や身体状況に応じて、気軽にスポーツに親しむことができ、いきいきとした生活を送れるような環境づくりを推進します。	スポーツ課

施策22 「セクシュアルマイノリティに関する理解の促進」

事業		事業概要	担当課
新規 86	セクシュアルマイノリティに関する取組の実施	セクシュアルマイノリティに関する職員研修やパネル展を実施し、性の多様性に関する理解を深めます。	人権・男女共同参画課
新規 87	パートナーシップ宣誓制度の拡充	「平塚市パートナーシップ宣誓制度」において、他自治体との連携を進めます。	人権・男女共同参画課
新規 88	行政サービスの実施	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービスを実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付申請 ・市営住宅の入居申込み、同居申請、承継申請 ・下水道使用料の減免申請 ・り災証明書の交付申請 ・搬送証明書の交付申請 	固定資産税課 建築住宅課 下水道経営課 消防署管理担当
新規 89	行政サービスの拡充	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービスを拡充します。	人権・男女共同参画課